

「居宅介護支援事業」

重要事項説明書

様

社会福祉法人野洲慈恵会
ケアプランセンターあやめの里

当事業所の利用を検討して下さるにあたり、当事業所が利用者およびその家族に対して説明すべき事項は次のとおりです

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口および営業日等

電話番号	077-589-8535
FAX	077-589-6242
営業日	月曜日 ～ 金曜日 (但し、12月30日 ～ 1月3日は除く)
営業時間	8時30分 ～ 17時30分
営業時間外の 連絡先	077-589-8535 夜間は宿直が対応します。
担当者名	管理者 山中 尚子

2. 当事業所の概要

事業所名	ケアプランセンターあやめの里
所在地	滋賀県野洲市吉川 3854 番地 1
事業所の指定番号	野洲市 第 2571300090 号
サービスを提供する通常の 事業実施地域	野洲市・守山市・近江八幡市

3. 当事業所の法人概要

名称	社会福祉法人 野洲慈恵会
所在地	滋賀県野洲市富波甲 1340 番地 1
代表者	理事長 奥村 義一

4. 当事業所の従業者

	人員	業務内容	勤務体制
管理者 (兼主任介護 支援専門員)	1名	当事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指揮命令等を行います。	常勤
介護支援 専門員	3名以上	要介護者からの相談に応じ、居宅サービスが適切に利用できるよう、種類、内容等の計画を作成するとともに事業所との連絡調整を行います。	常勤

5. 事業の目的および運営方針

事業の目的	要介護者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者およびその家族の意向を基に、居宅サービスが適切に利用できるよう、医療との連携のもとサービスの種類・内容等の計画を作成するとともに、適切なサービスの提供が確保できるよう指定居宅サービス事業所、介護保険施設等との連絡調整を行うことを目的とします。
運営方針	利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した生活を営むことが出来るよう支援に努めます。事業の運営にあたっては市町および他の事業所との連携に努めます。

6. 提供するサービスの内容

居宅サービス計画作成 各サービス提供事業所 との調整	利用者の意思に基づき、居宅サービス計画書（ケアプラン）に位置付けるサービス事業所については各事業所の特色やサービス内容、体制の充実度など多角的な情報を持って複数の事業所を提案し、それらの事業所を選択するにあたり根拠をもって説明をします。 利用者およびその家族に必要な援助を行うため、サービス事業所を交えたサービス担当者会議等（テレビ電話等オンライン開催を含む）を行い、居宅サービス計画書（ケアプラン）原案の検証をおこなった上で、本プランを作成します。また各サービスの利用に当たっては事業所との調整を行います。
----------------------------------	--

サービスの実施状況 および課題の把握	① 少なくとも1ヶ月に1回は利用者の居宅を訪問し、利用者に面接します。ただし以下の要件を設けた上でテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用し、他のサービス事業所との連携によるモニタリング（観察）を行った場合、1ヶ月に限りません。 ア 利用者の同意を得ること。 イ サービス担当者会議において次に掲げる事項において主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。 i 利用者の状態が安定していること。 ii 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通が出来ること。 iii テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業所との連携により情報を収集すること。 ウ 少なくとも2ヶ月に1回はご本人の居宅を訪問すること。 ② 少なくとも1ヶ月に1回モニタリングをし、その結果を記録します。 ③ 必要に応じ利用者およびその家族等と連絡を取り合い、サービスの内容が適切かどうかについて話し合います。 ④ 定期的に事業所内の検討会等を実施し、サービス内容について検討する機会を設けます。 ⑤ 前6ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合について別紙文書を交付し説明し、必要に応じて提供します。
給付管理	介護保険を利用して受けられるサービスについて、実際にサービスが受けられる範囲やサービスの種類などについて調整し、またサービスが計画どおりに提供されているかなどを確認して給付管理を行います。
要介護（要支援）認定等の協力、援助	要介護認定・要支援認定の変更や更新認定について、利用者が希望する場合は、申請を利用者に代わって行います。
利用者およびその家族からの相談の対応	事業所の窓口においても介護保険や介護に関する相談を受けています。また介護者からの相談については訪問、電話でも受け付けています。些細なことでも納得のいくように説明させていただきます。必要に応じて地域包括支援センター等との連携を図らせていただきます。

7. 秘密の保持、個人情報保護

- ① 当事業所の従業者は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族等の秘密を在職中並びにその職を退いた後においても守秘する義務があります。
- ② 当事業所およびその他の従業者が扱う個人情報の重要性を認識し、その適正な保護の為に個人情報保護に関する法令、その他の関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、利用者およびその家族の個人情報の保護を図ります。
- ③ 契約された場合、利用者、代理人およびその家族に対してサービス担当者会議や保険請求業務等において個人情報を用いる場合があることを文書にて説明、同意を得た上でサービスを開始します。

※別紙、同意書をいただきます。

8. 居宅介護支援利用料

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業所が法律の規定に基づいて介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は利用者の負担はありません。滋賀県野洲市の居宅介護支援事業所の地域区分は7級地で、10.21%と定められています。

但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業所が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領できない場合は、別表サービス利用料金の全額を一旦いただき、事業所が発行する指定居宅介護支援提供証明書をもって、差額の払い戻しを受けることが出来ます。料金が発生する場合、月ごとの清算とし、毎月月末までに前月分の請求をさせていただきますので、月末までにお支払ください。お支払いいただきますと領収書を発行します。

※別紙1あり。

9. 介護支援専門員の変更

担当の介護支援専門員については、諸事情を加味して変更をすることができます。

当事業所にご相談ください。

10. 入院を必要とする時の対応

利用者が病院または診療所に入院する必要がある場合には、担当の介護支援専門員の氏名および連絡先を当該病院または診療所に伝えてください。

11. 契約の終了

- ① 利用者は当事業所に対して文書又は口頭で契約を解消する旨を通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- ② 当事業所はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して契約終了日 1 ヶ月前までに理由を示した文書または口頭で通知することにより、契約を解約することがあります。
この場合、当事業所は他の居宅介護支援事業所に関する情報を伝えるなどして、利用者が続けて滞りなく介護保険のサービスを受けることが出来るよう手配します。
- ③ 次の理由に該当した場合は、この契約は自動的に終了となります。
 - ・ 利用者が今後在宅を見込めない入院または施設等に入所した場合
 - ・ 利用者が要介護状態でなくなった場合
 - ・ 利用者が亡くなった場合

12. 事故発生時の対応、損害賠償

訪問の際に事故を発見または発生した場合、市町、利用者およびその家族に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、その際に行った措置等については記録に残します。

事業所が原因で賠償すべき問題が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

13. 人権擁護・虐待防止

事業所は利用者の人権の擁護、虐待等の防止の為に次の措置を講じます。

- ① 虐待を防止するために従業者に対する研修の実施
- ② 利用者およびその家族からの苦情処理体制の整備
- ③ その他虐待防止のために必要な措置

事業所は、サービス提供中に当該事業所の従業者または養護者（利用者の家族等ご本人を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町に通報します。

14. 身体拘束適正化

事業所は利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。やむを得ず身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合においては、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

15. ハラスメント対策

事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、従業者が働きやすい環境づくりを目指します。下記の様な行為があった場合、状況によっては重要事項説明書に基づき契約を解除させていただく場合があります。それとともに、利用者またはその家族等が事業所や従業者に対して行うハラスメント行為を禁止します。

<事業所や従業者に対しての禁止行為>

- ・身体的暴力（叩く、つねる、払いのける等の身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- ・精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為、理不尽な要求をする等の行為）
- ・セクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な話をする、必要もなく手を触る等のセクシャルハラスメント行為）
- ・その他、事業所や介護支援専門員に対して長時間の電話、理不尽な苦情を申し立てる、訪問の拒否等の行為

<ご遠慮いただきたい行為>

- ・個人的な贈り物、個人的な勧誘など

16. 感染症及び自然災害時等、非常時に関する体制整備

感染症拡大、自然災害時等の非常時において、生命の維持・安全を最優先に生活およびサービス利用が継続できるように、当該地域の医療機関や社会福祉施設、住民等と連携して業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）を行います。

17. サービスに対する相談・要望・苦情申立

当事業所に対する苦情やご相談は事業所内の専用窓口で受け付け、速やかに対応します。また、市町や国民健康保険団体連合会等にも相談窓口があります。

当事業所内の苦情受付

ケアプランセンター あやめの里	担当者： 山中 尚子 住所 野洲市吉川 3854 番地 1 電話 077-589-8535 FAX 077-589-6242
--------------------	---

行政その他苦情受付機関

野洲市介護保険課	住所 野洲市小篠原 2100 番地 1 電話 077-587-6074 FAX 077-586-2176
守山市介護保険課	住所 守山市吉身二丁目 5 番 22 号 電話 077-582-1127 FAX 077-581-0203
近江八幡市福祉保健部 介護保険課	住所 近江八幡市桜宮町 236 番地 電話 0748-33-3511 FAX 0748-31-2037
滋賀県国民健康保険団体 連合会	住所 大津市中央 4 丁目 5 番 9 号 電話 077-510-6605 FAX 077-510-6606
滋賀県運営適正化委員会	住所 草津市笠山 7 丁目 8 番 138 号 電話 077-567-4107 FAX 077-561-3061

18. その他

この重要事項説明書および契約書は大切に必ず保存してください。

本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

年 月 日

事業者	社会福祉法人野洲慈恵会		
事業所	ケアプランセンターあやめの里		
	住所	滋賀県野洲市吉川 3854 番地 1	
管理者	山中 尚子	印	
説明者	所属	ケアプランセンターあやめの里	
	氏名		

私は、本書面により事業所から重要な事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名

利用者代理人 住所

氏名

続柄 ()